

○環境省令第十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の規定に基づき、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(定期検査の報告)</p> <p>第九条の二 第四条の二第一項の規定は、法第十一 条第二項において準用する法第七条第二 項の規定による報告について準用する。この 場合において、第四条の二第一項中「設置後 等の水質検査」とあるのは「定期検査」と読 み替えるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(定期検査の報告)</p> <p>第九条の二 第四条の二の規定は、法第十一 条第二項において準用する法第七条第二項の規 定による報告について準用する。この場合に おいて、第四条の二中「設置後等の水質検査 」とあるのは「定期検査」と、同条第二項第 五号中「浄化槽工事及び保守点検を行った者 の氏名又は名称（設置後等の水質検査の前に 清掃を行った場合にあつては、当該清掃を行 った者の氏名又は名称を含む。）」とあるの は「前回の定期検査（定期検査を受けたこと</p>

2|| 法第十一条第二項において準用する法第七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 定期検査を行った年月日
- 二 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- 三 設置場所
- 四 法第十三条第一項又は第二項の認定を受けている浄化槽にあつては、当該浄化槽を

のない浄化槽にあつては、設置後等の水質検査)の後に保守点検及び清掃を行った者の氏名又は名称」と読み替えるものとする。

(新規)

製造した者の氏名又は名称及び浄化槽の名称

五 前回の定期検査（定期検査を受けたことのない浄化槽にあつては、設置後等の水質検査）の後に保守点検及び清掃を行った者の氏名又は名称

六 定期検査の結果（浄化槽の機能に障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合にあつては、その原因を含む。）

七 当該浄化槽が法附則第十一条に規定する特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。